

青森県報

第二千五百十九号

平成十七年
八月二十二日
(月曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……一
- 公 告……………(健康福祉課) ……一

平成十八年度刊行青森県史制作業務委託に係る一般競争入札……………(文化振興課) ……二

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……三

県有財産(土地・建物)の売却に係る一般競争入札……………(警察本部 会計課) ……三

出先機関

土地改良事業の工事の完了……………(農林水産部 農水事務所) ……四

雑 報

平成十六年度青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算の要領及び平成十七年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算(第一号)ほか一件の要領……………(新産業都市建設事業団) ……四

告 示

示

青森県告示第六百八十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したため、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有 限 会 社 ヒ ュー マ ン ・ ス テ ー ジ	つがる市柏桑野一木田福井五九の	か し わ	つがる市柏桑野一木田福井五九の	平 成 一 七 年 八 月 二 十 二 日
医 療 法 人 南 六 会	八戸市小中野一丁目四の五二	グ ル ー プ ホ ン	八戸市南郷区大字島守字阿庄内一五の六	一 七 年 八 月 二 十 二 日
有 限 会 社 洪 田 産 業	下北郡大間町大字大間字中山一六の三	グ ル ー プ ホ ン	下北郡大間町大字大間字大川目三七の一	一 七 年 八 月 二 十 二 日

青森県告示第六百八十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十七年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発 生 年 月 日
ヨ ー ネ 病	牛	患 畜	一	下北郡東通村	平 成 一 七 年 八 月 一 日

公 告

平成十八年度刊行青森県史制作業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

1 業務名 平成十八年度刊行『青森県史 民俗編 資料下北』制作業務

2 業務内容 入札説明書による。

3 履行期限 平成十九年三月三十日

4 納入場所 入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十五年六月三十日青森県告示第四百四十六号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十六年一月三十日青森県告示第五十五号（物品等の競争入札参加資格）

又は平成十七年一月三十一日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により一般印刷の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

三 入札説明書の交付場所等

1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県文化観光部文化振興課県史編さんグループ

電話 〇一七 七三四 九三三八・九三三九

2 入札説明会の場所及び日時

(一) 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟五階A会議室

(二) 日時

平成十七年八月二十九日 午後一時

四 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟二階A会議室

2 日時 平成十七年九月五日 午前十時

3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項

1 入札保証金

免除する。

2 契約保証金

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

六 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

七 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

八 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、制作工程及び工場等に関する調書を入札書の提出期限までに青森県文化観光部文化振興課長に提出しなければならない。

なお、当該調書の内容に関する説明を求められた場合には、これに感じなければならない。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上北郡百石町字下屋敷二〇四の二及び二〇四の三	上北郡百石町字牛込平五五の三 川口悟
上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附一の〇三	上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附四七五 六ヶ所村長

国有財産（土地・建物）の売却に係る一般競争入札

次のとおり、一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地、建物の売却

（土地）

所在地	地目	地積
五所川原市金木町川倉七夕野一三の二六	宅地	三二八・二二平方メートル

（建物）

所在地	家屋番号	構造等	建物面積
五所川原市金木町川倉七夕野一三の二六	一三番二六	木造平屋建	八三・二二平方メートル

二 予定価格

五百三十七万二千元

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

五所川原市金木町川倉七夕野一三の二六

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部庁舎 一階会議室

2 日時

平成十七年九月二日 午前十時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十七年八月二十九日午前十時三十分から、五所川原市金木町川倉七夕野一三の二六において現場説明を行う。

問い合わせ先

青森県警察本部会計課

電話 〇一七・七二三・四二二一 内線二五三・二五五四

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十七年八月二十二日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十六年災農業用施設災害復旧事業四五一〇一	東北町	平成一七・五・九
"	"	一七・六・三
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"

"

四五 一〇九

"

一七・六・三〇

雑 報

青森県事業団公告第三号

平成十七年七月青森県新産業都市建設事業団理事会第百六十七回定例会の議を経た平成十六年度青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算の要領及び平成十七年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算（第一号）ほか一件の要領を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百十二条第一項及び第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成十七年八月二十二日

青森県新産業都市建設事業団 理事長 三 村 申 吾

平成16年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 分 担 金 及 び 負 担 金		10,828,000 ^円	10,828,000 ^円	10,828,000 ^円	0 ^円	0 ^円	0 ^円
	1 負 担 金	10,828,000	10,828,000	10,828,000	0	0	0
2 財 産 収 入		121,000	121,686	121,686	0	0	686
	1 財 産 運 用 収 入	121,000	121,686	121,686	0	0	686
3 繰 入 金		1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0
	1 繰 入 金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0
4 繰 越 金		25,013,000	25,013,194	25,013,194	0	0	194
	1 繰 越 金	25,013,000	25,013,194	25,013,194	0	0	194
5 諸 収 入		24,256,000	24,255,432	24,255,432	0	0	△568
	1 預 金 利 子	1,000	432	432	0	0	△568
	2 会 館 管 理 収 入	24,255,000	24,255,000	24,255,000	0	0	0
	3 雑 入	0	0	0	0	0	0
歳 入 合 計		61,218,000	61,218,312	61,218,312	0	0	312

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 事業団費		61,218,000 円	31,932,818 円	0 円	29,285,182 円	29,285,182 円
	1 事業団運営費	61,218,000	31,932,818	0	29,285,182	29,285,182
歳 出 合 計		61,218,000	31,932,818	0	29,285,182	29,285,182

平成16年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 事業収入		18,658,000 円	18,661,736 円	18,661,736 円	0 円	0 円	3,736 円
	1 臨海収入	12,448,000	12,450,150	12,450,150	0	0	2,150
	2 市川収入	5,994,000	5,994,763	5,994,763	0	0	763
	3 百石収入	216,000	216,823	216,823	0	0	823
歳 入 合 計		18,658,000	18,661,736	18,661,736	0	0	3,736

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 事業支出		18,658,000 円	18,559,626 円	0 円	98,374 円	98,374 円
	1 臨海事業費	12,448,000	12,381,334	0	66,666	66,666
	2 市川事業費	5,994,000	5,964,292	0	29,708	29,708
	3 百石事業費	216,000	214,000	0	2,000	2,000
歳 出 合 計		18,658,000	18,559,626	0	98,374	98,374

平成17年度青森県新産業都市建設事業団
一般管理会計補正予算 (第1号)

平成17年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,812千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,390千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		千円 1	千円 120	千円 121
	1 財産運用収入	1	120	121
3 繰入金		8,592	△7,592	1,000
	1 繰入金	8,592	△7,592	1,000
4 繰越金		1	29,284	29,285
	1 繰越金	1	29,284	29,285
歳入合計		41,578	21,812	63,390

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業団費		千円 41,578	千円 21,812	千円 63,390
	1 事業団運営費	41,578	21,812	63,390
歳出合計		41,578	21,812	63,390

平成17年度青森県新産業都市建設事業団
一般事業会計補正予算 (第1号)

平成17年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,498千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 18,401	千円 97	千円 18,498
	1 臨海収入	12,355	68	12,423
	2 市川収入	6,044	29	6,073
歳入合計		18,401	97	18,498

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業支出		千円 18,401	千円 97	千円 18,498
	1 臨海事業費	12,355	68	12,423
	2 市川事業費	6,044	29	6,073
歳出合計		18,401	97	18,498

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭